

日本・千葉県代表選手大会出場激励金交付基準

第1条（趣旨）

この基準は、国または県を代表して世界大会及び全国大会等の公式競技会に出場する選手に対し、その栄誉を称えとともに、今後のさらなる活躍を期待し、松戸市全国大会等出場激励金（以下「激励金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

第2条（交付対象となる大会）

激励金の交付対象となる大会は、次に掲げる公式競技会とする。

- （1）オリンピック・パラリンピック及びデフリンピック
- （2）国際競技団体等が主催する世界選手権大会及びアジア大会
- （3）全国大会として開催される大会
- （4）前各号に準ずる大会で、市長が特に必要と認めるもの

第3条（交付対象者）

激励金の交付の対象者は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

- （1）松戸市内に在住し、在勤し、又は在学する選手
- （2）交付対象となる大会への出場資格を有する選手
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

第4条（重複給付の防止等）

1. 激励金の交付に当たっては、同一の大会出場に係る他の公的助成制度との重複給付を避けるとともに、選手間の公平性の確保に配慮するものとする。
2. 前項に定めるもののほか、交付の可否及び交付内容の詳細については、別に定める運営要領による。

第5条（激励金額）

交付金額は、原則として選手一人につき次のとおりとする。

- | | |
|----------------------------|---------|
| （1）オリンピック・パラリンピック及びデフリンピック | 50,000円 |
| （2）世界選手権大会及びアジア大会 | 30,000円 |
| （3）全国大会 | 10,000円 |

第6条（特別な取扱い）

前2条に掲げるもののほか、第2条第4号に該当する大会その他特別な事情がある場合で、市長が特に必要と認めるときは、協議の上、激励金の額を定めることができる。

第7条（書類の提出）

激励金の交付を受けようとする者は、必要な書類を提出しなければならない。提出方法、提出期限及び様式その他必要な事項は、運営要領で定める。

附 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。

交付対象となる大会は、令和8年4月1日以降に開催された大会とする。